

平成四年政令第三百五十七号

内閣は、計量法（平成四年法律第五十一号）第二条第一項第二号、第三条から第五条まで、第八条第三項第三号、第九条第二項、第一百六十八条並びに附則第五条、第六条及び第九条第二項の規定に基づき、並びに司法を実施するため、この政令を制定する。

（織度　比重その他の物象の状態の量）
第一条 計量法（以下「法」という。）第二条第一項第二号の政令で定める物象の状態の量は、織度、比重、引張強さ、圧縮強さ、硬さ、衝撃値、粒度、耐火度、力率、屈折度、湿度、粒子フルエンス、粒子フルエンス率、エネルギーフルエンス率、エネルギーフルエンス率、放射能面密度及び放射能濃度とする。

（計量単位の定義）

第二条 法第三条に規定する計量単位の定義は、別表第一のとおりとする。

第三条 法第四条第一項に規定する計量単位の定義は、別表第二のとおりとする。

2 法第四条第二項に規定する計量単位の定義は、別表第三のとおりとする。

（十の整数乗を乗じたものを表す計量単位）

第四条 法第五条第一項の政令で定める計量単位は次の各号に掲げるものとし、その定義は当該各号に定めるものとする。

一 法第三条及び第四条に規定する計量単位（キログラム、分、時、度（角度の計量単位の度に限る。）、秒（角度の計量単位の秒に限る。）、平方メートル、立方メートル、毎秒、毎分、毎時、毎メートル、キログラム每立方メートル、平方メートル毎秒、キログラム毎秒、キログラム毎分、キログラム毎時、立方メートル毎秒、立方メートル毎分、立方メートル毎時、デシベル、回毎分、回毎時、気圧、質量百分率、質量千分率、質量百万分率、体積十億分率、質量一兆分率、質量千兆分率及びピーベンチを除く。）に別表第四の上欄に掲げる接頭語（以下単に「接頭語」という。）を付したもの（接頭語を付した計量単位に接頭語に応じて別表第四の下欄に掲げる接頭語が表す乗数（以下単に「接頭語が表す乗数」という。）を乗じたもの）を表す。

二 別表第五の第二欄に掲げる計量単位の同表の第三欄に掲げる語に接頭語を付したもの 別表第五の第二欄に掲げる計量単位に同表の第四欄に掲げる乗数を乗じたもの

三 前号に掲げる計量単位（別表第五第一号から第四号までの第二欄に掲げる計量単位中の語に接頭語を付したもの）を除く。以下同じ。）に接頭語を付したもの 接頭語を付した前号に掲げる計量単位に接頭語が表す乗数を乗じたもの

（特殊の計量用いる計量単位）

第五条 法第五条第二項の政令で定める特殊の計量並びにこれに用いる計量単位及びその定義は、別表第六のとおりとする。

第六条 法第八条第三項第三号の政令で定める者は、次のとおりとする。
（非法定計量単位の使用の禁止の特例）

一 日本国内に住所又は居所（法人にあつては営業所）を有しない者

二 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外国為替令等の臨時特例に関する政令（昭和二十七年政令第百二十七号）第三条に規定する者及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外國為替令等の臨時特例に関する政令（昭和二十九年政令第百二十九号）第三条に規定する国際連合の軍隊等の政令（昭和二十九年法第八条第三項第三号の政令で定める取引又は証明は、次のとおりとする。

一 前項各号に掲げる者相互間ににおける取引又は証明
2 前項第一号に掲げる者と同項各号に掲げる者以外の者との間における船舶による運送（日本修理に関する取引又は証明
3 前項第一号に掲げる者と同項各号に掲げる者以外の者との間における船舶による運送（日本各港の間においてする運送を除く。）に関する取引又は証明

四 前項第一号に掲げる者（合衆国軍隊及び国際連合の軍隊に限る。）と同項各号に掲げる者以外の者との間における取引又は証明

（非法定計量単位による目盛等を付した計量器）

第五条 法第九条第二項の政令で定める計量器は、次のとおりとする。

一 輸出すべき計量器

二 輸出すべき貨物の設計若しくは検査又は輸入する貨物の検査に用いる計量器であつて、經濟産業省令で定めるものの検査に用いる計量器であつて、經濟産業省令で定めるもの

三 前二号に掲げるものの検査に用いる計量器であつて、經濟産業省令で定めるもの

（ヤードポンド法による計量単位）

第六条 法附則第五条第一項の政令で定めるヤードポンド法による計量単位及びその定義は、別表第七のとおりとする。

（航空に関する取引又は証明）

一 航空機の運航に関する取引又は証明

二 航空機による運送に関する取引又は証明

三 航空機及び航空機用機器並びにこれらの部品に関する取引又は証明

（輸入された商品）

第十条 法附則第五条第二項第二号の政令で定める商品は、次に掲げるものとして經濟産業省令で定める商品であつて、第八条に規定するヤードポンド法による計量単位（以下「ヤードポンド単位」という。）によつて表記された物象の状態の量がヤードポンド単位以外の法定計量単位により併記されているものとする。

一 國際的にヤードポンド単位による表記が用いられている商品

二 主として日常生活の用に供される商品であつて、これに付されたヤードポンド単位による表記を除去することが通常著しく困難であるもの

（仮馬力）

第十二条 法附則第六条第一項の政令で定める取引又は証明は、次のとおりとする。

一 内燃機関に関する取引又は証明

二 外燃機関に関する取引又は証明

（ヤードポンド法等の計量単位による目盛等を付した計量器）

第十二条 法附則第九条第二項の政令で定める計量器は、次のとおりとする。

一 ヤードポンド単位による目盛又は表記を付した次に掲げる計量器であつて、經濟産業省令で定めるもの

イ 次に掲げる計量用いる計量器

（1） 航空機による運送に係る計量

（2） 航空機による運送に係る計量

（3） 航空機及び航空機用機器並びにこれらの部品に係る計量

（4） 航空機の運航に係る気象、地象又は水象に係る計量

ロ 自衛隊が武器の一部として使用する計量器

ハ イ又はロに掲げるものの検査に用いる計量器

二 内燃機関又は外燃機関の工率の計量に用いる計量器であつて、仮馬力による目盛又は表記を付したもの

附則

一 この政令は、法の施行の日（平成五年十一月一日）から施行する。ただし、第五条（別表第六第十二号及び第十三号に係る部分に限る。）の規定は、平成十一年十月一日から施行する。

		別表第四（第四条関係）		別表第六（第五条関係）			
		ピーエツチ	モル毎リットルで表した水素イオンの濃度の値に活動度係数を乗じた値の逆数の常用対数			特殊の計量	
七	ニュートンメートル	接頭語	接頭語が表す乗数	接頭語	接頭語が表す乗数	九	八
六	モル每リットル	クエタ	十の二十一乗	クエタ	ワット每メートル毎ケルビン	ワット每メートル	ニュートン每平方メートル
五	モル每立方メートル	エクサ	十の十八乗	エクサ	ワット每メートル	ワット每平方メートル	エーバ每平方メートル
四	グラム每立方メートル	ペタ	十の十五乗	ペタ	ボルト每メートル	ボルト每メートル	アンペア每メートル
三	グラム每立方メートル	ヨタ	十の二十七乗	ヨタ	アンペア每メートル	アンペア每メートル	アンペア每メートル
二	一平方メートル每秒	ゼタ	十の二十四乗	ゼタ	ワット每ステラジアン	ワット每ステラジアン	ワット每メートル
一	一平方メートル每分	エクサ	十の十九乗	エクサ	ステラジアン	ステラジアン	メートル
十二	十二血圧の計量	接頭語	接頭語が表す乗数	接頭語	接頭語が表す乗数	接頭語	接頭語が表す乗数の逆数
十三	人若しくは動物が摂取する物の熱量又は量の計量	接頭語	接頭語が表す乗数の逆数	接頭語	接頭語が表す乗数の三乗の逆数	接頭語	接頭語が表す乗数の三乗の逆数

		別表第五（第四条関係）		別表第六（第五条関係）			
		計量単位	接頭語を付す語			計量単位	
七	メートル	メートル	メートル	接頭語	接頭語が表す乗数	接頭語	接頭語が表す乗数の逆数
六	モル每リットル	リットル	リットル	接頭語	接頭語が表す乗数の逆数	接頭語	接頭語が表す乗数の三乗の逆数
五	モル每立方メートル	メートル	メートル	接頭語	接頭語が表す乗数の三乗の逆数	接頭語	接頭語が表す乗数の三乗の逆数
四	グラム每立方メートル	メートル	メートル	接頭語	接頭語が表す乗数の三乗の逆数	接頭語	接頭語が表す乗数の三乗の逆数
三	グラム每立方メートル	メートル	メートル	接頭語	接頭語が表す乗数の三乗の逆数	接頭語	接頭語が表す乗数の三乗の逆数
二	一立方メートル每秒	メートル	メートル	接頭語	接頭語が表す乗数の三乗	接頭語	接頭語が表す乗数の三乗
一	一平方メートル每秒	メートル	メートル	接頭語	接頭語が表す乗数の二乗	接頭語	接頭語が表す乗数の二乗
十二	十二血圧の計量	接頭語	接頭語が表す乗数	接頭語	接頭語が表す乗数の二乗	接頭語	接頭語が表す乗数の二乗
十三	人若しくは動物が摂取する物の熱量又は量の計量	接頭語	接頭語が表す乗数の三乗の逆数	接頭語	接頭語が表す乗数の三乗の逆数	接頭語	接頭語が表す乗数の三乗の逆数

